

1 小樽市中小企業等振興資金融資取扱要綱

第1 目 的

この要綱は、小樽市中小企業等振興条例及び同施行規則に基づき、中小企業等の金融の円滑化と設備の近代化及び合理化を促進するため必要な資金の融資を行い、その振興を図ることを目的とする。

第2 定 義

- 1 この要綱で「中小企業等」とは、別表のいずれかに該当するものをいう。
- 2 この要綱で「工場等」とは、工場・特殊装置を伴う建築物をいう。

第3 資金の種類

小樽市中小企業等振興資金の種類は、次のとおりとする。

(1) 中小企業等の経営の安定化と健全化を促進するための資金
① 中小企業特別資金（マルタル資金）
② 経営安定短期特別資金

(2) 中小企業等の設備の近代化及び合理化を促進するための資金
① 設備総合資金
② 商店街グレードアップ資金

第4 資金措置

融資の原資となる預託金の取扱いについて必要な事項は、別に定めるものとする。

第5 融資の対象

- 1 次の各号のすべてに該当するものを融資対象とする。
 - (1) 小樽市内に事業所を有する中小企業等であること。
 - (2) 小樽市内において、事業を営んでいること。
 - (3) 許認可等を要する業種については、その許認可等を受けていること。
 - (4) 北海道信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。
 - (5) 市税〔市民税（個人）、法人市民税、固定資産税、都市計画税等〕の納付状況が良好の者。
- 2 設備総合資金で次の場合は、1－（1）及び（2）の規定を適用しない。
 - (1) 小樽市土地購入資金の融資を受けた土地に工場等を新築、増築、改築、購入する場合
 - (2) 小樽市が誘致した企業で市内に工場等を新築、増築、改築、購入する場合

第6 融資の条件

- 1 第3に定める資金の融資条件その他必要な事項については別に定めるものとする。
- 2 融資可能額は、融資限度額から既往融資残高を除いた額とする。

第7 融資の取扱い

- 1 取扱金融機関は、この要綱の定めるところにより、適正かつ効果的に融資の取扱いをするものとする。
- 2 取扱金融機関は、この要綱による融資について歩積み、両建ては行わないものとする。

第8 融資のあっせん

- 1 設備総合資金、商店街グレードアップ資金に係る融資あっせんの申込みは、「小樽市中小企業等振興資金あっせん申込書」（様式第1号）及び「小樽市中小企業等振興資金融資に係る事業計画書」（様式第2号）を小樽商工会議所に提出することにより行う。
- 2 取扱金融機関及び北海道信用保証協会は、融資審査上あるいは保証審査上必要と認める場合には、1の資金の申込者に対して別に定める添付書類の他に資料等の提出を求めることができるものとする。
- 3 1の資金の申込者は、設備の新築、増築、改築、購入が完了してから10日以内に、領収書または振込通知書（控）の写しを添付の上、「設備完了届」（様式第3号）を市へ提出するものとする。

第9 融資状況の報告

- 1 取扱金融機関は、次に掲げる報告書を市に提出するものとする。
 - (1) 小樽市中小企業等振興資金融資状況報告書
 - (2) 小樽市中小企業等振興資金制度融資総括表
 - (3) 資金融資実行報告書
 - (4) 中小企業特別資金（マルタル資金）融資実績報告書
- 2 前項の報告書について必要な事項は別に定める。

第10 その他

- 1 この要綱を実施するため市が必要と認めた場合、取扱金融機関や融資借入者に対して、関係書類の調査を行い、資料の提出を求めることができるものとする。
- 2 市は、関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等この要綱に違反する事項があると認めたときは、取扱金融機関や北海道信用保証協会と協議の上、第3に定める資金の取扱いを取り消すことができる。
- 3 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど取扱金融機関や北海道信用保証協会と協議の上、決定するものとする。

2 小樽市中小企業等振興資金融資取扱細目

1 融資対象について

- (1) 個人事業の場合、小樽市内に事業所と住民登録があること。
- (2) 本社が市外にあり支店等が市内にある場合、①支店等の登記がなされていて支店等の事業実績があり、②資金使途が市内の支店等に係る事業資金であること。支店等からの申込みの場合、支配人登記または取締役会議事録の必要な場合がある。
- (3) 個人から法人成りした場合、代表者が同一であり実質的に事業の継続であることが認められる場合は事業実績とする。
- (4) 個人事業における事業の継承については、事業主が病気、高齢等の理由で親族に継承する場合のみ事業実績とする。
- (5) 複数の業種を営んでいる場合は、生産額、売上額等を比較して、いずれか多い方を主たる業種とする。
- (6) 北海道信用保証協会の対象業種と対象外業種を兼業している場合は、対象業種に使用されることが明らかな資金使途を融資対象とする。
- (7) 店舗併用住宅の場合、住居部分に係る費用（土地購入費含む）は融資対象としない。対象部分及び非対象部分の算定については見積書等により行うが、明確に分離することが難しい場合は、床面積の割合をもって算定する。

- (8) 設備の設置場所は小樽市内であること。また、設備の設置後の融資申込みはできない。

2 従業員について

(1) 常時使用する従業員

ア 別表の中小企業の範囲中①中小企業者の常時使用する従業員は、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 正社員、正職員などの常用従業員（法人の役員、個人事業主を除く）
- ② 臨時社員、臨時職員、パートタイマーなどは、雇用の継続性を問わず、年間就業日数の概ね2分の1以上の期間雇用している者

イ 個人事業者における家族従業員については、有給であっても、事業主と生計を一にしている3親等以内の親族であれば常時使用する従業員に含まない。

(2) 常時使用する従業員数

別表の中小企業の範囲中①中小企業者の常時使用する従業員数は、本・支店、工場、営業所等における（1）の常時使用する従業員の総数とする。

3 融資条件について

(1) 資金用途について

- ① 生活資金、住宅建設資金、教育資金など事業のための資金として認められないものは除く。
- ② 消費税は、融資の対象とする。
- ③ 消費税以外の税金、不動産登記手数料、自動車登録料については融資の対象外とする。

(2) 融資限度額について

- ① 融資限度額の範囲内においては、反復融資を可能とする。
- ② 融資可能額を算定する際の既往融資残高には、他の金融機関の融資残高を含むものとする。

(3) 融資利率について

- ① 融資利率は原則として、毎年4月に見直すものとする。なお、変動金利については10月に見直しを行う。この見直しの基準日は各々3月1日と9月1日とし、基準日時点の長期プライムレートに基づき融資利率を決定するものとする。この場合、金融機関の判断で上限の年利率より低い利率を設定することができる。
- ② 金融機関の判断で既往の融資の利率を変更する場合、上限の年利率より低い利率で設定するものとする。

(4) 変動金利について

既往の融資の利率は、(3)の融資利率見直しの日から2か月以内の取扱金融機関が定める日に変更するものとする。なお、見直しの日から2か月以内に約定返済が到達しないものについては直近の約定返済到来時に変更するものとする。

(5) 条件変更について

- ① 既往の融資について、返済条件の変更を行う場合は、要綱「第6 融資の条件」により定めた融資条件の範囲内で行う。ただし、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定をし、条件変更を行ったもので、融資期間が延長となる場合はこの限りでは無い。
- ② 前項の条件変更を行った場合は「融資条件変更届」（様式第4号）により報告し、変更後の償還表等を資料として添付すること。

4 その他

不明な点については、小樽市産業港湾部産業振興課融資担当へ問い合わせること。